

会計・出納課長  
人事・職員課長  
総務課長 殿  
給与・厚生担当課長  
税務・市民税課長  
契約主管課長

**日程変更**

日経東発第60016086号  
令和2年7月22日

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 岡島 芳明

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

**地方公共団体のための基礎から学ぶ 源泉徴収講座**

～令和元年度改正と間違えやすい事例検討から、マイナンバー制度への対応まで～

**<令和2年10月22日(木)・23日(金)>**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

給与や報酬料金を支払う際に源泉徴収を忘れると徴収すべきであった税金の他にペナルティ（加算税）も支払わなければなりません。源泉徴収事務を担当する者にとっては、何が源泉徴収の対象となるのか正しく理解することが必要です。

そこで、給与の取り扱い、報酬・料金の原則、非居住者の問題、番号制度への対応など、間違いやすい事務手続きや応用的なケーススタディなども取り込みながら受講者の疑問を解決し、正確な源泉徴収事務を学んでいただく、標記講座を開催することとなりました。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお薦め申し上げます。

敬 具

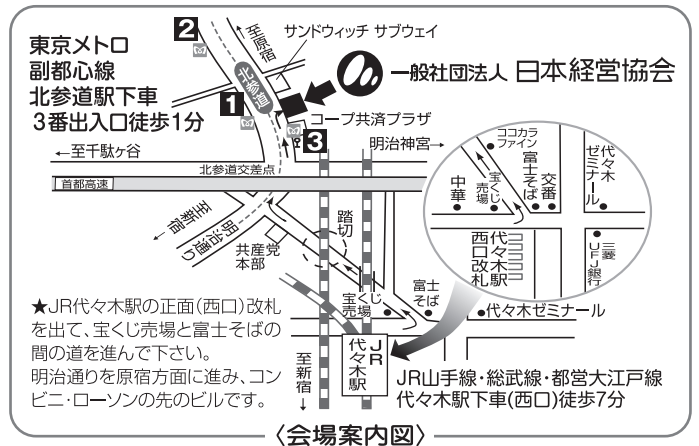
記

日 時：令和2年10月22日(木) 13:00～17:00  
10月23日(金) 10:00～16:00  
(12:00から受付)

講 師：税理士 たかはし こうのすけ  
高橋 幸之助氏

会 場：日本経営協会内専用教室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)

参加料：会員(1名) 29,000円  
(負担金) 消費税 2,900円 } 31,900円  
一般(1名) 32,000円  
消費税 3,200円 } 35,200円



申込方法：①Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。

②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

- ・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
- ・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。
- ・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

- 1 申告納税制度について
  - (1) 申告納税制度の意義
  - (2) 特定の所得に対する源泉徴収制度
- 2 源泉徴収制度の仕組み
  - (1) 給与所得者（サラリーマン）の場合
  - (2) 事業所得者（自営業者）の場合
- 3 源泉徴収義務者について
  - (1) 源泉徴収義務者とは
  - (2) 源泉徴収義務者の役割と責任
- 4 源泉徴収される税金の種類
- 5 源泉所得税（復興特別所得税を含む）の納税地
  - (1) 「支払事務」とは
  - (2) 納税地の特例
- 6 源泉徴収をする時期
  - (1) 「支払」とは
  - (2) 「支払確定」と源泉徴収
- 7 源泉所得税（復興特別所得税を含む）の納付期限
  - (1) 原則
  - (2) 納期の特例
  - (3) 期限後に納付した場合の法的救済措置
- 8 源泉徴収の対象となる所得の範囲
- 9 給与所得に対する源泉徴収の実務について
  - (1) 給与所得とは
  - (2) 給与所得と事業所得の区分（実務上の判断基準）
  - (3) 金銭で支給される給与と現物給与
  - (4) 非課税となる給与
  - (5) 賞与以外の給与に対する源泉徴収税額の算出（税額表の見方）
  - (6) 賞与に対する源泉徴収税額の算出（税額表の見方）
  - (7) 源泉徴収税額の精算（年末調整）
  - (8) 法定調書の作成と提出
  - (9) 報酬・料金に対する源泉徴収の実務について
  - (10) 報酬・料金とは
    - (1) 報酬・料金の範囲（実務上の判断基準）
    - (2) 報酬・料金の源泉徴収税額の算出
      - ① 二段階税率
      - ② 消費税の取扱い
- 11 非居住者と源泉徴収
  - (1) 納税義務者の区分と課税所得の範囲
  - (2) 非居住者に対する源泉徴収
  - (3) 非居住者と居住者の区分
- 12 社会保障・税番号制度（番号制度）の概要
  - (1) 根拠法令
  - (2) 番号制度の目的
  - (3) 個人番号（マイナンバー）と法人番号の違い
  - (4) 保護措置
  - (5) 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン
  - (6) 主要諸国の番号制度の概要
- 13 番号制度の導入による税務手続きの変更点
  - (1) 税務関係書類への番号記載時期
  - (2) 本人確認書類等に関する関係法令
  - (3) 給与所得の源泉徴収事務
    - ① 税務手続の変更点
    - ② 源泉徴収事務（2020年分給与所得）のポイント
  - (4) 報酬・料金の源泉徴収事務
    - ① 税務手続の変更点
    - ② 法定調書（2020年分）作成のポイント
- 14 事例検討（実務上誤りが多い事例及び判断に迷う事例）
  - (1) 一般的な事例
  - (2) 地方公共団体固有の事例
  - (3) 非居住者・外国法人の事例
- 15 マイナンバーに関する質問
- 16 マイナンバーの最新動向

講師紹介

税理士 高橋 幸之助 氏

東京国税局・都内各税務署勤務。平成9年7月より東京国税局 国税調査官（外国法人部門において外資系企業、上場企業の調査及びタックスヘイブンの実態調査に従事。）、渋谷税務署 国際税務専門官（渋谷及び品川署において海外取引を行う企業の調査に従事。）、品川税務署 国際税務専門官、横浜中税務署 国際税務専門官（上場企業の源泉徴収税の調査に従事。）、麴町税務署 統括国税調査官（上場企業及び霞が関の官公庁等の源泉徴収税の納付に関する事務全般の管理事務に従事。）、小田原税務署 統括国税調査官、保土ヶ谷税務署 統括国税調査官、麻布税務署 特別国税調査官（大規模法人及び海外取引を行う企業の調査に従事。）、平成23年芝税務署 特別国税調査官、平成26年6月退官。平成26年9月高橋幸之助税理士事務所開設、税理士・税理士法人顧問・セミナー研修講師等も務める。

著書として、「源泉所得税の誤りが多い事例と判断に迷う事例（改訂版）」、「税目別誤りが多い事例と判断に迷う事例（Part1）」、「税目別誤りが多い事例と判断に迷う事例（Part2）」、「中小企業者のための費用の取扱い」、「実務家のためのタックスヘイブン対策税制」。

持ち物

電卓のご持参を  
お願いいたします。

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60016086 「地方公共団体のための基礎から学ぶ！源泉徴収講座」参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

令和2年10月22日～23日

会員  一般（該当欄にレ印）

役所名		電話	( )	内線	<input type="text"/>
		FAX	( )		<ご連絡担当者>
所在地	〒				所属
フリガナ					フリガナ
参加者氏名		所属部課		経験	年
		役職名		年数	ヶ月
フリガナ					メールアドレス
参加者氏名		所属部課		経験	年
		役職名		年数	ヶ月
フリガナ					<通信欄>
参加者氏名		所属部課		経験	年
		役職名		年数	ヶ月

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合はにチェックしてください。—— 不要

（経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください）